



臨時株主総会 招集ご通知

日時

2025年12月11日（木曜日）
午後2時
（前回の定時株主総会と開会時刻が
異なっておりますので、お間違い
のないようにご注意ください。）

場所

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
日比谷三井カンファレンス ROOM1+2
（東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー8階）

目次

臨時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	5

NANO MRNA株式会社

証券コード：4571

証券コード 4571
(発送日) 2025年11月26日
(電子提供措置の開始日) 2025年11月19日

株 主 各 位

東京都港区愛宕二丁目5番1号
NANO MRNA株式会社
代表取締役社長 秋 永 士 朗

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下【電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト】に掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト】

項番	ウェブサイト名及びURL	アクセス方法
1	当社ウェブサイト https://www.nanomrna.co.jp/news/	「IRライブラリー」、「2025年」を順に選択し、「株主総会関連情報」を確認ください。
2	上場会社情報サービス（東京証券取引所） https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	「銘柄名（会社名）」に「NANO MRNA」または「コード」に当社証券コード「4571」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、確認ください。
3	株主総会ポータル [®] （三井住友信託銀行） https://www.soukai-portal.net	同封の議決権行使書にある二次元コードを読み取るか、左記URLにアクセスしID・初期パスワードを入力ください。

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態になることがございます。

閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間をおいて再度アクセスしてください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、3ページの「議決権行使のご案内」をご参照いただき、株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年12月10日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年12月11日（木曜日）午後2時
（前回の定時株主総会と開会時刻が異なっておりますので、お間違えのないようにご注意ください。）
2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
日比谷三井カンファレンス ROOM 1+2
（東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー8階）
3. 目的事項
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の３つの方法により行使いただけます。

■株主総会にご出席される場合

本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時：2025年12月11日（木曜日）午後２時

■郵送（書面）にて議決権を行使される場合

株主総会参考書類をご検討いただき、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、ご投函ください。

行使期限：2025年12月10日（水曜日）午後５時30分到着分まで

■インターネットにて議決権を行使される場合

１．議決権行使の方法について

以下のいずれかの方法でインターネットによる議決権行使が可能です。

(1) スマートフォン等による議決権行使方法

- ①議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります（ＩＤ・ＰＷの入力は不要です）。
 - ②株主総会ポータルサイト上部の「議決権行使へ」ボタンから、議決権行使画面を開きます。
 - ③以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ※ ＱＲコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

(2) PC等による議決権行使方法

- ①株主総会ポータルサイト（<https://www.soukai-portal.net>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力ください。
- ②株主総会ポータルサイト上部の「議決権行使へ」ボタンから、議決権行使画面を開きます。
- ③以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

なお、議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただくことによっても議決権行使が可能です。

2. 議決権行使の取り扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2025年12月10日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いいたします。
- (3) 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」（ただし議決権行使ウェブサイトへアクセスするパスワードを株主様ご自身で変更されている場合は変更後のパスワード）をご入力いただく必要があります。

3. パスワード及び議決権行使コード・株主総会ポータルログインIDの取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」は、本総会に限り有効です。

4. 操作方法に関するお問い合わせ先について

株主総会ポータルサイト並びに議決権行使ウェブサイトの操作方法等がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、2025年10月8日付当社プレスリリース「SBI証券・SBI新生企業投資との業務提携を通じた投資事業への参入、会社分割によるホールディングス体制への移行（当社特定子会社の設立）、定款の一部変更（商号及び事業目的の変更）及び臨時株主総会招集のための基準日等の設定並びに第22回新株予約権（行使価額修正条項付）の第三者割当による発行及び私募債の発行に関するお知らせ」にてお知らせした投資事業への参入を含め、新たに金融サービス分野への本格参入を図るため、ホールディングス体制（商号変更後「NANOホールディングス株式会社」）に移行し、持株会社・ファンド機能とバイオベンチャー運営を統合した革新的なビジネスモデル「ヘルスケア分野でのコングロマリット」を目指します。

金融サービス分野のうち投資事業においては、当社が新設する子会社「Nano Bridge Investment株式会社」がSBI新生企業投資株式会社と共同でファンドを運営し、主にRNA創薬、再生医療、AI創薬、新規DDS（ドラッグ・デリバリー・システム）技術、医療機器、デジタルヘルスなどの先端革新的な技術を持つ企業を戦略的に買収し、開発を加速することにより企業のバリューアップを行います。当社のバイオ・ヘルスケア領域における専門性と、株式会社SBI証券・SBI新生企業投資株式会社の金融・投資ノウハウを融合させることで、グループ全体での企業価値の向上に向けた取り組みを行ってまいります。

上記のホールディングス体制への移行、商号変更及び金融サービス分野への本格参入を行うため、現行定款の第1条（商号）及び第2条（目的）を変更するものであります。

- (2) 株主総会の柔軟な運営を図ることを目的に、株主総会の招集権者及び議長を定款で定めず、あらかじめ取締役会の決議をもって選定した取締役を株主総会の招集権者及び議長とすることとし、現行定款第13条（招集権者及び議長）について所要の変更を行うものであります。
- (3) 今後の事業規模拡大及び経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第18条（員数）に定める取締役の員数を8名以内から10名以内に変更するものであります。
- (4) 取締役会の柔軟な運営を図ることを目的に、取締役会の招集権者及び議長を定款で定めず、あらかじめ取締役会の決議をもって選定した取締役を取締役会の招集権者及び

議長とすることとし、現行定款第23条（取締役会の招集権者及び議長）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条【商号】 当社は、<u>NANO MRNA 株式会社</u>と称し、英文では、<u>NANO MRNA Co.,Ltd.</u>と表示する。	第1条【商号】 当社は、<u>NANOホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>Nano Holdings, Inc.</u>と表示する。
第2条【目的】 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 医薬品、医療用具、化粧品、診断薬及び試薬の研究開発業務及びその受託 2 医薬品、医療用具、食料品、化粧品の新製品の開発に関するコンサルタント業務 3 医薬品、医療用具、食料品、化粧品、診断薬及び試薬の輸出入及び販売 4 医薬品、医療用具、化粧品、診断薬及び試薬の製造 <新設> <新設> <新設> <新設> <新設>	第2条【目的】 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1 医薬品、<u>再生医療等製品</u>、医療用具、化粧品、診断薬及び試薬の研究開発業務及びその受託 2 医薬品、<u>再生医療等製品</u>、医療用具、食料品、化粧品の新製品の開発に関するコンサルタント業務 3 医薬品、<u>再生医療等製品</u>、医療用具、食料品、化粧品、診断薬及び試薬の輸出入及び販売 4 医薬品、<u>再生医療等製品</u>、医療用具、化粧品、診断薬及び試薬の製造 5 <u>有価証券の取得、保有及び運用</u> 6 <u>投資事業有限責任組合その他投資を目的とする組合その他のファンドの組成、管理及び運営</u> 7 <u>投資事業有限責任組合その他投資を目的とする組合その他のファンドの財産の運用及び管理</u> 8 <u>投資事業有限責任組合その他投資を目的とする組合その他のファンドの持分の募集、私募及び販売</u> 9 <u>自己資金及びファンド資金による国内外企業への投資、M&A、企業再編、事業再生・事業承継</u>

現行定款	変更案
<新設> <新設> <新設> <新設> 5 上記に関連する一切の業務	支援 1 0 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特 例業務 1 1 金銭の貸付け、債務の保証及び引受け、各種 債権の売買並びにその他の金融業 1 2 投資先への経営及び技術の指導 1 3 I R（投資家向け広報）及び広報 P R に関す るコンサルタント業務 1 4 上記に関連する一切の業務
<中略>	<中略>
第13条【招集権者及び議長】 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長と なる。 2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ 取締役会の定める順序により、他の取締役が株主 総会を招集し、議長となる。	第13条【招集権者及び議長】 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除 き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が これを招集し、議長となる。 2. 当該取締役に欠員又は事故があるときは、あ らかじめ取締役会において定めた順序により、他 の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
<中略>	<中略>
第18条【員数】 当会社の取締役は<u>8</u>名以内とする。	第18条【員数】 当会社の取締役は<u>10</u>名以内とする。
<中略>	<中略>
第23条【取締役会の招集権者及び議長】 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除 き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に欠員又は事故がある時は、あ らかじめ取締役会の定める順序により、他の取締 役が取締役会を招集し、議長となる。	第23条【取締役会の招集権者及び議長】 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除 き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>が これを招集し、議長となる。 2. 当該取締役に欠員又は事故があるときは、あ らかじめ取締役会において定めた順序により、他 の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
<後略>	<後略>

第2号議案 取締役4名選任の件

当社はヘルスケア領域のコングロマリットを目指し、新たに金融サービス分野に本格参入します。

本金融サービス分野への本格参入を遂行するためには、多くの企業買収及びバリューアップの経験値を有する人財が必要になります。そのため、当社はベンチャーキャピタル及びプライベート・エクイティ業界において25年のトラックレコードを誇る飯野智を取締役チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）、日東電工における多くの事業成長実績を持つ富所伸広を取締役チーフ・グロス・オフィサー（CGO）、また、米国NASDAQと東証マザーズでのIPO経験を持つ当社の創業者であり、製薬業界のトップとの強力なネットワークを持つ中富一郎を取締役チーフ・ネットワーク・オフィサー（CNO）として招聘し、投資した企業のバリューアップ戦略を推進してまいります。

さらに、日本最大級の弁護士事務所西村あさひ法律事務所の創業者で、国際企業法務及びM&A分野において50年以上の実績を誇る江尻隆を社外取締役として招聘し、豊富な経験を活かし法務戦略とガバナンス強化を推進してまいります。

つきましては、金融サービス分野への本格参入に伴う経営体制強化のため4名を増員し、上記取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役の候補者である上記4名の略歴等は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
1	新任 飯 野 智 (1965年 7 月 9 日生)	1989年 4 月 株式会社日立製作所入社 2000年 3 月 CSKベンチャーキャピタル株式会社入社 2004年 2 月 同社取締役 2010年 9 月 株式会社ウィズ・パートナーズ執行役員 2012年 3 月 当社取締役 2015年 3 月 株式会社ウィズ・パートナーズマネージング・ディレクターファンド事業CIO 2021年 6 月 当社取締役 2021年 6 月 株式会社ウィズ・パートナーズ取締役COO 兼Co-CIO 2024年 4 月 株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役社長 2025年 7 月 当社シニア・アドバイザー（現任）	一株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
2	新任 と どころ のぶ ひろ 富 所 伸 広 (1965年6月1日生)	1989年 4 月 日東電工株式会社入社 2015年 6 月 同社執行役員情報機能材料事業部門情報機能材料事業部長 2017年 4 月 同社執行役員情報機能材料事業部門長 2017年 6 月 同社取締役上席執行役員情報機能材料事業部門長 2019年 6 月 同社取締役常務執行役員 2021年 6 月 同社取締役専務執行役員 2022年 6 月 同社代表取締役専務執行役員 2024年 6 月 アクセリード株式会社代表取締役社長CEO 2025年 7 月 当社シニア・アドバイザー（現任）	一株
3	新任 なか とみ いち ろう 中 富 一 郎 (1950年12月2日生)	1978年 4 月 久光製薬株式会社入社 1991年 1 月 TheraTech Inc.(米国)事業開発担当副社長 1993年10月 日本セラテック株式会社代表取締役社長兼任 1996年 6 月 当社代表取締役社長CEO 2008年 8 月 iPSアカデミアジャパン株式会社社外取締役 2013年10月 OP NanoPharma Co.,Ltd.（台湾）社外取締役（現任） 2014年 7 月 株式会社iPSポータル社外取締役 2020年 5 月 株式会社アヴィーダ・サイエンス代表取締役（現任） 2020年 5 月 王子ファーマ株式会社顧問（現任） 2021年 4 月 学校法人東京理科大学アドバイザー（現任） 2025年 5 月 当社特別顧問（現任）	855,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
4	新任・社外 え じり たかし 江 尻 隆 (1942年5月16日生)	1969年4月 弁護士登録 1977年11月 梶田江尻法律事務所(現弁護士法人西村あさひ法律事務所)パートナー 1986年9月 日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長 1998年11月 株式会社有線ブロードバンドネットワークス(現株式会社USEN)監査役 2003年6月 株式会社あおぞら銀行監査役 2004年6月 安藤建設株式会社(現株式会社安藤・間)監査役 2006年6月 カゴメ株式会社監査役 2010年5月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社監査役 2010年5月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社監査役 2010年5月 ディップ株式会社社外監査役 2010年8月 弁護士法人西村あさひ法律事務所社員 2017年3月 株式会社ALBERT社外取締役 2017年6月 株式会社オービック社外取締役(現任) 2017年8月 名取法律事務所(現ITN法律事務所)シニアパートナー(現任) 2019年12月 アクセルマーク株式会社社外取締役(監査等委員)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 江尻隆は、社外取締役候補者であります。また、本議案が承認可決された場合、江尻隆を当社が上場する株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
3. 飯野智はベンチャーキャピタル及びプライベート・エクイティ業界において、黎明期にあった日本のバイオベンチャーへの創業期からの投資をリードし、上場ベンチャー企業への投資及びバリュウアップなど幅広い経験と見識を有しております。同氏を取締役候補者とした理由は、チーフ・インベストメント・オフィサー(CIO)として投資事業の中核を担い、当社の経営全般にわたる適切な意思決定と職務執行を担う重要な人材として期待したためであります。
4. 富所伸広は事業会社において、新規事業を牽引し、主力事業に押し上げるなど、事業の成長に向けた技術革新や構造改革、サプライチェーン等に精通しており、また、豊富な経営経験を有します。同氏を取締役候補者とした理由は、チーフ・グロース・オフィサー (CGO)として、投資した会社のバリュウアップ及びカーブアウト戦略を中心に担当する責任者として、当社の経営全般にわたる適切な意思決定と職務執行を担う重要な人材として期待したためであります。
5. 中富一郎は当社創業時から代表取締役社長として20年以上にわたり当社の経営全般を統率し、国内外の製薬企業との提携など事業開発の豊富な経験を有しております。同氏を取締役候補者とした理由は、チーフ・ネットワーク・オフィサー (CNO)として、企業理念やビジョンを社内に浸透させ、当社の既存事業及び投資先の企業のバリュウアップ並びにグループ全体のIR等へ貢献し、当社の経営全般にわたる適切な意思決定と職務執行を担う重要な人材として期待したためであります。
6. 江尻隆は弁護士として長年にわたり企業法務の豊富な知識と実績を有しております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、同氏を社外取締役候補者とした理由は、上記の豊富な知識と実績を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、経営の監督とチェック機能を果たすとともに、当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対

する有益な助言・指導をいただくことを期待したためであります。

7. 当社は、本総会において、江尻隆が原案どおり選任されますと、同氏との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
 - ・ 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
8. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、当社取締役を含む被保険者の業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております（ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合を除く。）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】当社取締役会のスキルマトリックス（議案が承認可決された場合）

氏名	性別	在任 期間	社外 取締役	独立 役員	企業 経営	企業 投資	M&A/ カープアウト	研究 開発	マーケティ ング/事業開発	創業/ ヘルスケア	財務会計 ファイナ ンス/ICT	人事/ 労務	法務・ コンプライア ンス
秋永士朗	男性	5			●			●		●			
松村 淳	男性	4			●	●	●		●	●	●	●	
松尾 隆	男性	0			●	●	●		●		●	●	●
飯野 智	男性	0			●	●	●		●	●	●		●
富所伸広	男性	0			●	●	●		●	●		●	●
中富 一郎	男性	0			●		●	●	●	●			●
黒圖 肇	男性	1	●	●	●	●	●				●	●	●
江尻 隆	男性	0	●	●		●	●					●	●

第3号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査役の報酬等の額は、2023年6月29日開催の第27回定時株主総会において、年額40百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社の監査役（社外監査役を含む。以下「対象監査役」という。）に対して、上記報酬とは別枠で、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものです。

本議案に基づき対象監査役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200百万円以内といたします。

また、対象監査役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は、年2百万株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象監査役に特に有利とならない範囲で取締役会において決定いたします。各対象監査役への具体的な支給時期及び配分については、監査役の協議によるものとします。

なお、本株主総会終結時点での監査役は3名（3名全員が社外監査役）です。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象監査役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

なお、本年発行を予定している譲渡制限付株式として対象監査役に割り当てる株式に係る下記(1)の譲渡制限期間については、3年とすることを予定しております。

(1) 譲渡制限期間

対象監査役は、当社の取締役会が定める期間（3年以上の期間とし、以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、各対象監査役が、譲渡制限期間中、継続して当社の監査役の地位にあったこと等を条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象監査役が、当社の取締役会が正当と認める理由により監査役の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、本割当契約及び当社の定める譲渡制限付株式報酬規程の定めに従い合理的に調整するものとする。

(3) 本割当株式の無償取得

各対象監査役が当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象監査役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象監査役が開設する専用口座で管理される予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

日時 2025年12月11日（木曜日）

午後2時 開会

会場 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
日比谷三井カンファレンス ROOM1+2

(東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー 8階)



<交通のご案内>

J R

山手線・京浜東北線「有楽町駅」……………徒歩約5分

地下鉄

東京メトロ千代田線・日比谷線・都営地下鉄三田線「日比谷」駅直結

東京メトロ有楽町線「有楽町駅」地下道経由……………徒歩約4分

東京メトロ丸ノ内線・銀座線「銀座駅」地下道経由……………徒歩約5分